

## 第2期

# 大樹町子ども・子育て支援事業計画

《計画期間：令和2年度～令和6年度》

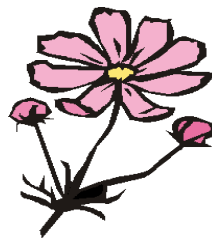


大樹町の宝である子どもたちは、地域の方々に支えられて、育まれています

～大樹が広げる 大きな夢の 子育て支援～

大樹町

令和2年3月



# 目 次

はじめに	1
第 1 部 総論	2
第 1 章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画策定体制	5
第 2 章 大樹町の現状と将来推計	6
1 人口推移	6
2 出生推移	7
3 世帯数の推移	8
4 人口動態の状況	9
5 児童人口の将来推計	11
6 婚姻の動向	12
7 産業・雇用の状況	13
8 子育て支援サービスの現状	14
第 3 章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 基本的な視点	16
3 施策の目標	17
4 教育・保育提供区域の設定	19
5 計画に定める「量の見込み」と「確保方策」	20
6 子ども・子育て支援事業計画 体系表	22
第 2 部 基本行動計画	23
第 1 章 たいきの子育て支援	24
1 保育所サービスの充実	25
2 子育て支援サービスの充実	29

3	子育て支援ネットワークづくり	31
4	児童の健全育成	32
第 2 章	子どもの心身の健やかな発達の促進	34
1	親子の健康保持	35
2	食育と正しい生活習慣の確保	37
第 3 章	子育てと仕事の両立支援	38
1	子育てと仕事の両立の推進	39
2	多様な働き方の見直し	40
第 4 章	子どもの教育環境の整備	41
1	次代の親の育成	42
2	家庭や地域等の教育力の向上	43
第 5 章	子どもの安全の確保	45
1	交通安全教育の推進	46
2	犯罪等防止活動の推進	47
第 6 章	子育ての生活環境の整備	48
1	安心快適に外出できる環境の整備	49
2	安全な道路交通環境の確保	50
第 7 章	支援を必要とする子どもへの取組の充実	51
1	児童虐待防止対策の充実	52
2	育児不安に対する支援体制の拡充	53
資 料		54
・	大樹町子ども・子育て支援会議委員名簿	55
・	大樹町子ども・子育て支援事業計画検討委員会名簿	56

## はじめに

大樹町の子育て支援施策にあたっては、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることを基本とし、行政、地域、企業、学校などによる子育て支援を進めるとともに、子育て支援施策及び母子保健事業を進めて参りました。

しかしながら、今般、非婚化や晩婚化の進展と共に、子育てにかかる教育費など経済的な懸念、核家族化等による家庭の養育力の低下、近隣関係の希薄化等による育児の孤立、不安の増大等から少子化の流れは変わっておりません。

このため、国では平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、総合的な少子化対策及び社会全体による子育て支援施策の方向性や目標を網羅した「次世代育成支援計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を市町村や都道府県に義務付けました。

本計画では、地域全体で子どもや保護者を支援していく取組を推進していくことが求められており、大樹町においても、町民の皆さまが喜びを感じながら子育てに関われるよう、みんなで考え、みんなで応援していくことを基本理念として子どもが生き生きと生活する活力ある地域社会を築くため、平成27年3月に「大樹町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。このたび、同計画を継承した「第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画」では、前計画を検証し、引続き子育て支援を計画的に推進していきます。

今後も「大樹が広げる 大きな夢の 子育て支援」を基本理念として、本事業計画を基に子育て支援対策を進めてまいります。

令和2年3月

大樹町長 酒 森 正 人

# 第 1 部

## 総論

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

少子高齢化の急速な進展による本格的な人口減社会の到来は、人口規模の縮小のみならず、人口構造の変化を伴い、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されています。厚生労働省から発表された全国の合計特殊出生率（女子の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子ども数を表す。）は、平成30年で1.42人と、5年前の平成25年の1.43とほぼ変わらないものの、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07人程度）を大きく下回っています。

また、核家族化の進行と、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月には子ども・子育て支援関連3法が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

○子ども・子育て支援新制度の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、全ての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務付けています。

大樹町では、第1期にあたる大樹町子ども・子育て支援事業計画を平成26年度に策定し、平成27年度からの5か年間を計画期間としていました。

このたび、第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、平成30年度にニーズ調査を行い、調査結果等に基づき、大樹町子ども・子育て支援会議の意見を踏まえ、本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置付け、子育て家庭を対象として、今後進めていく子育て支援施策の方向性や取組内容、必要量の見込みやその確保対策を定めたものです。

また、次の世代を担う子どもが健やかに生まれ・育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、学校、企業（事業所）、地域社会が一体となり、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となるものとなっています。

## 3 計画の期間

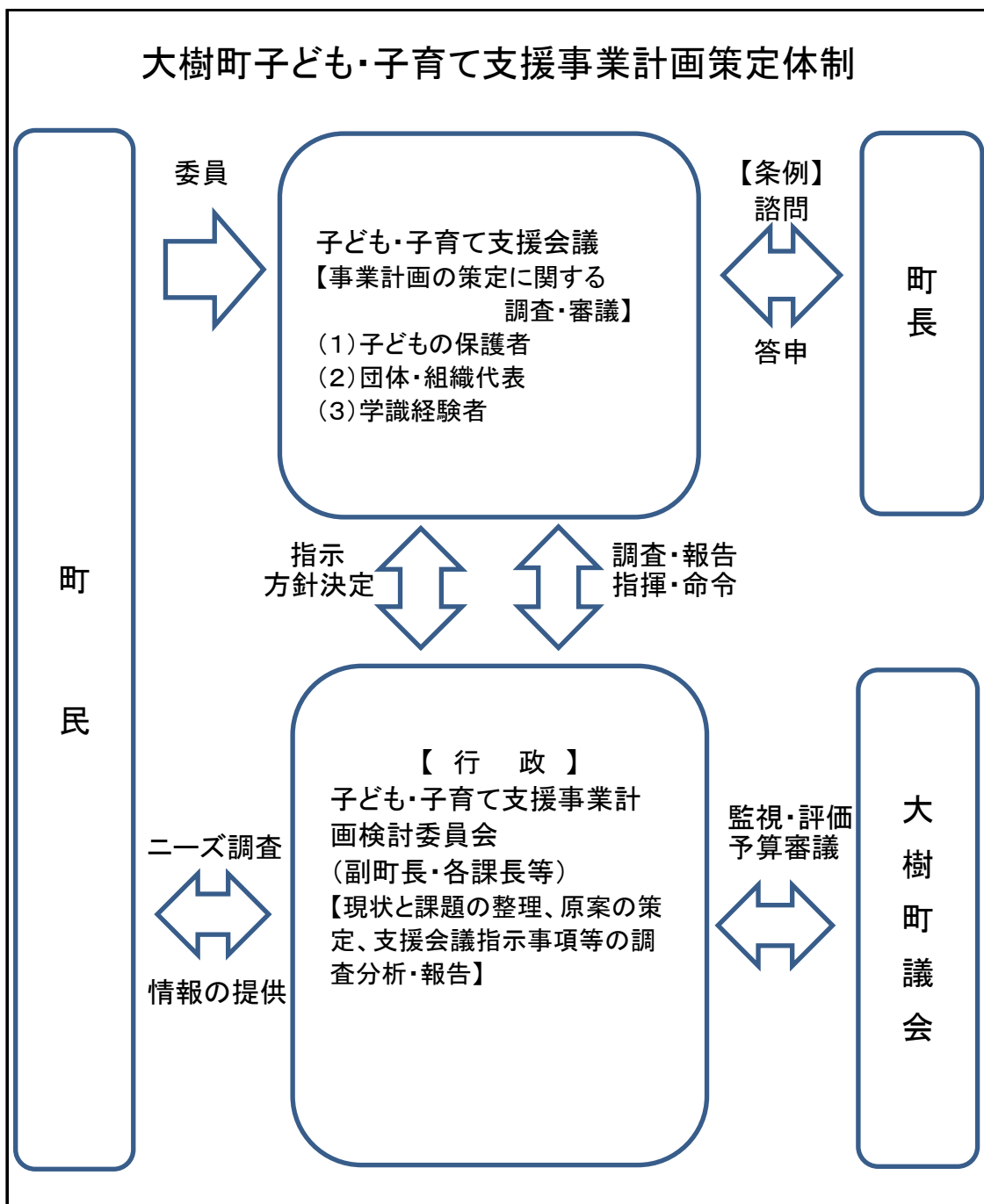
「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針に即して、このたび策定する第2期の事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 4 計画策定体制

大樹町では新たな事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業を全町的な体制の下で策定するために、子どもの保護者、子育て支援に従事する事業者、学識経験者などで構成する「子ども・子育て支援会議」を設置しました。

また、会議に並行して、役場庁内の子育て支援関係部署にて構成する「子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置し、計画策定のために必要な調査及び検討を行いました。





## 第2章 大樹町の現状と将来推計

### 1 人口推移

平成31年1月の大樹町の人口は5,627人となっています。このうち15歳未満の児童人口は、669人で11.9%となっています。また、15歳以上64歳未満の人口は2,980人で53.0%、65歳以上の人口は1,978人で35.2%となっています。

平成12年から、15歳未満の児童人口を65歳以上の高齢者人口が上回る状況が続いており、平成12年から平成31年までの19年間で15歳未満の児童人口割合は、2.6%の減少、65歳以上の高齢者人口割合は11.8%の上昇となっております。

全国、全道とも、0～15歳未満の人口割合が年々減少している一方、65歳以上の人口割合が年々上昇しており、大樹町と同様、より少子化と高齢化の傾向が顕著に表れています。

大樹町の人口推移と少子化動向

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
総人口	6,711	6,407	5,977	5,738	5,627
0～15歳未満	976 (14.5%)	839 (13.1%)	724 (12.1%)	702 (12.2%)	669 (11.9%)
15～64歳	4,167 (62.1%)	3,840 (59.9%)	3,435 (57.5%)	3,092 (53.9%)	2,980 (53.0%)
65歳以上	1,568 (23.4%)	1,728 (27.0%)	1,818 (30.4%)	1,943 (33.9%)	1,978 (35.2%)

大樹町と全国、全道の少子化動向

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
0～15歳未満	大樹町	14.5%	13.1%	12.1%	12.2%	11.9%
	北海道	13.9%	12.8%	12.0%	11.4%	11.0%
	全国	14.6%	13.7%	13.2%	12.6%	12.2%
15～64歳	大樹町	62.1%	59.9%	57.5%	53.9%	53.0%
	北海道	67.4%	65.7%	63.3%	59.6%	58.0%
	全国	67.9%	65.8%	63.8%	60.7%	59.6%
65歳以上	大樹町	23.4%	27.0%	30.4%	33.9%	35.2%
	北海道	18.2%	21.4%	24.7%	29.1%	31.0%
	全国	17.3%	20.1%	23.0%	26.6%	28.2%

\*平成12年～平成27年までは、国勢調査の数値を使用

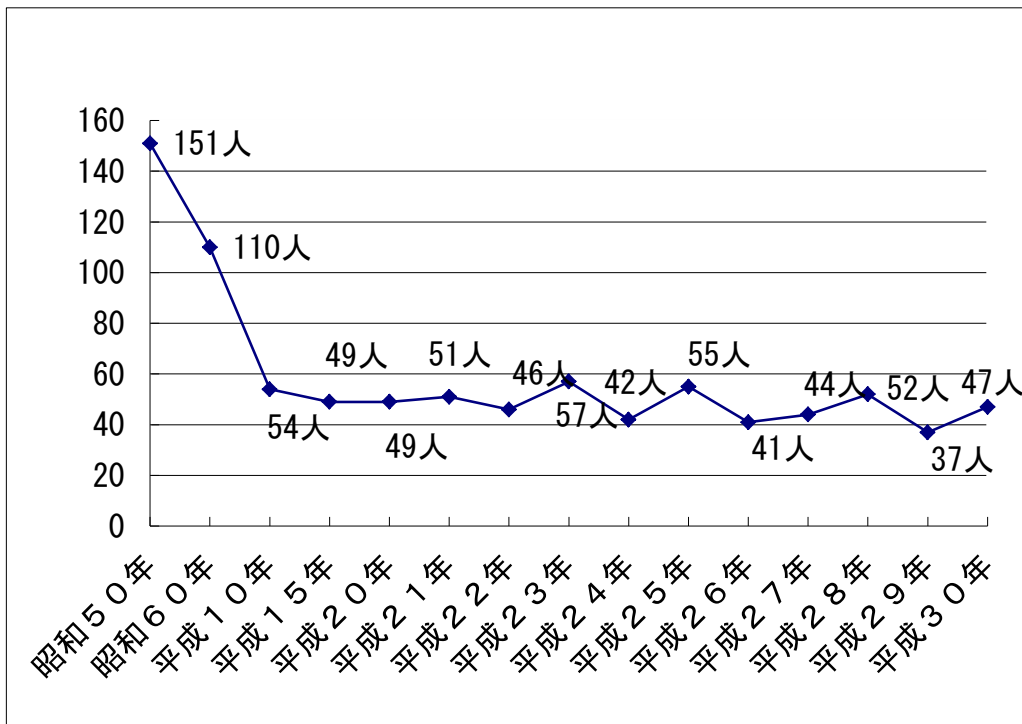
\*平成31年は、住民基本台帳(平成31年1月1日現在)の数値を使用

## 2 出生推移

出生数は、昭和50年で151人、昭和60年で110人、平成10年で54人となっています。

その後、平成15年からは、毎年50人前後で推移していますが、今後は長期的な流れとして、出生数は減少していく人口推計の傾向となっています。

出生数の推移



\* データは北海道保健統計年表 第7表 人口動態総覧 保健所・市町村別の数値を使用  
平成29年以降は、住民基本台帳の数値を使用

### 3 世帯数の推移

世帯数は、人口の減少にかかわらず増加傾向にあります。これは一世帯あたりの平均世帯人員が減少していることが影響しています。

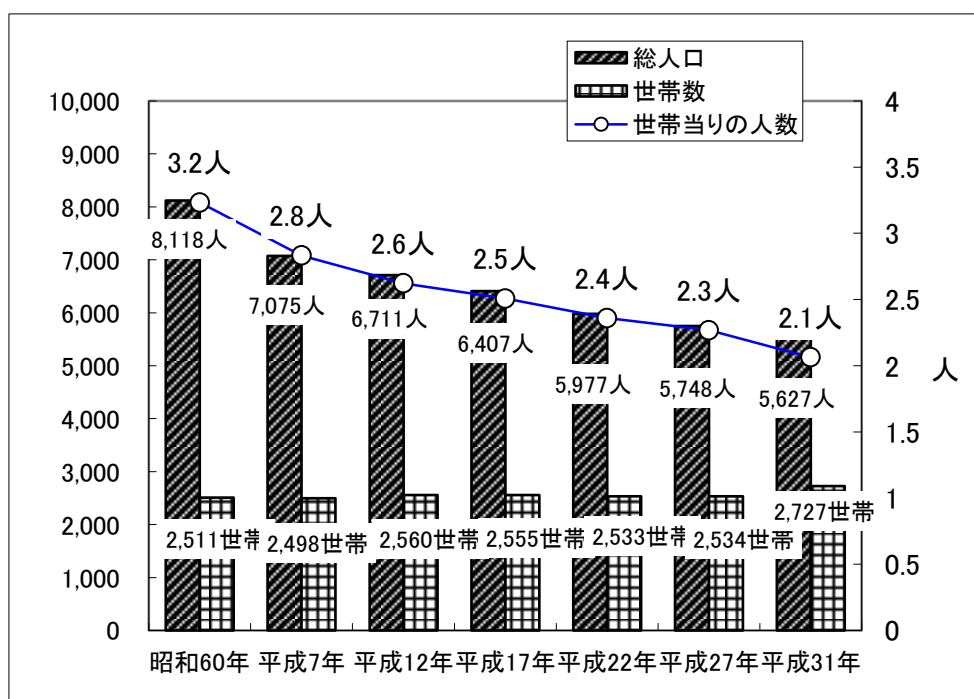
昭和60年には平均世帯人員が3.2人であったのが平成31年には2.1人に減少しています。

今後も少子化の流れと共に、世帯当りの人数の減少は進む傾向にあります。

#### 人口と世帯数の推移

区分	総人口	男	女	世帯数	世帯当りの人数
昭和60年	8,118人	4,023人	4,095人	2,511	3.2人
平成7年	7,075人	3,494人	3,581人	2,498	2.8人
平成12年	6,711人	3,264人	3,447人	2,560	2.6人
平成17年	6,407人	3,065人	3,342人	2,555	2.5人
平成22年	5,977人	2,873人	3,104人	2,533	2.4人
平成27年	5,748人	2,810人	2,938人	2,534	2.3人
平成31年	5,627人	2,770人	2,857人	2,727	2.1人

#### 世帯数の推移



\* データは国勢調査の数値を使用(平成31年のみ平成31年1月1日現在住民基本台帳)

## 4 人口動態の状況

昭和60年の人口は8,188人でした。平成31年では5,627人で、34年間で2,561人減少しております。

人口増減は、①自然動態（出生・死亡）②社会動態（転入・転出）③その他（職権等）の合計です。人口減少の要因としては、自然動態より社会動態が大きく影響していることがわかります。

総人口の推移

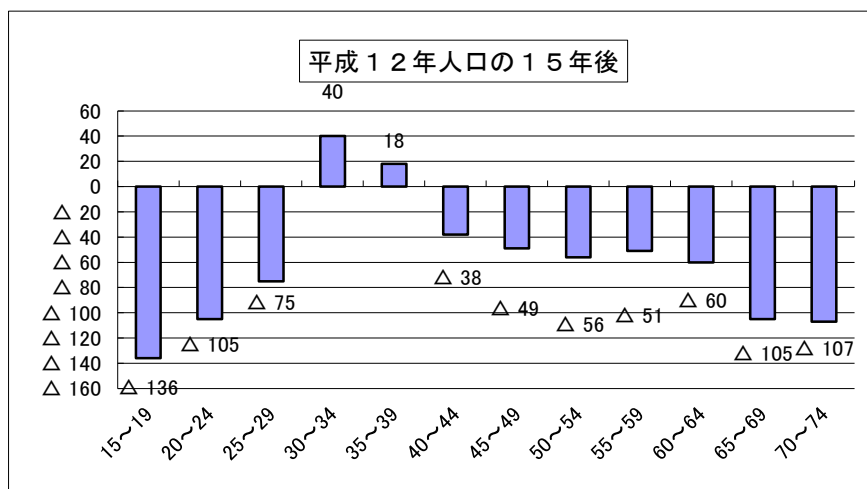
	昭和60年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
総人口	8,118	6,711	6,407	5,977	5,916	5,627
人口増減	△ 100	△ 72	△ 11	△ 41	△ 20	△ 59
自然動態	56	△ 8	△ 13	△ 5	3	△ 25
社会動態	△ 164	△ 66	△ 57	△ 37	△ 26	△ 35
その他	8	2	59	1	3	1

\* 総人口は国勢調査の数値を使用(平成31年は住民基本台帳(平成31年1月1日現在)の数値を利用)

\* 人口増減=その年度内における自然動態+社会動態+その他(住民基本台帳の数値を使用)

平成12年から平成27年の経過年数は15年になります。よって平成12年に10歳の児童は平成27年には25歳に成長していることになり、平成12年の町民が、15年後の平成27年にどれだけ定住しているかを見てもみますと、29歳までの若い世代の人口減少が顕著になっており、この状況が続くと、出生率の低下と人口の減少に拍車をかけることになります。

この人口流出を減少させるためにも、「子ども・子育て支援計画」が大樹町の町民にとって魅力ある安心して住める町づくりに資するものとなることが肝要となります。



\* 平成12年の時点で0~4歳の幼児は、平成27年で15年経過すると15~19歳の年代になります。その時点での人口増減です。

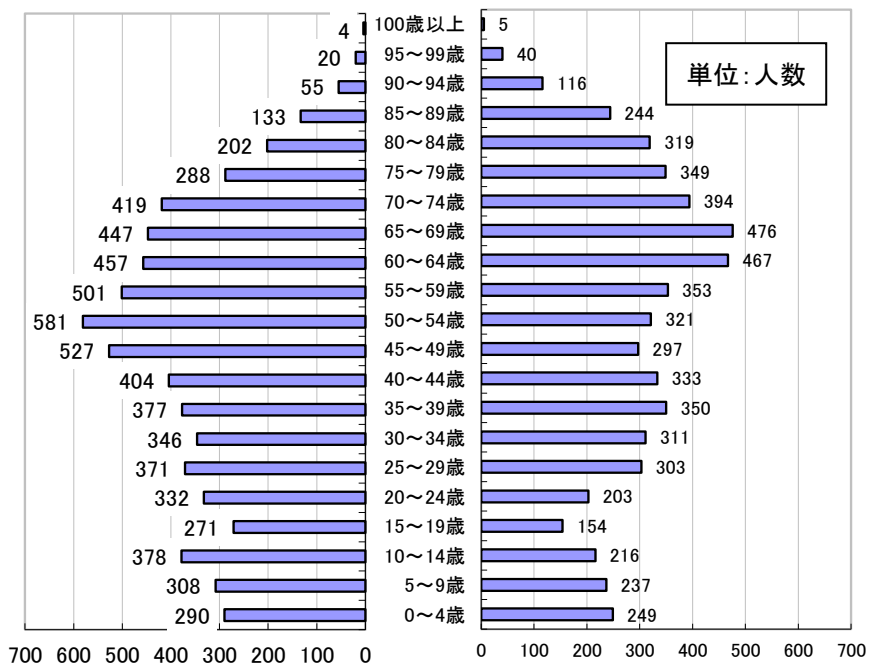
参考資料

平成12年から15年経過の平成27年での人口比較

年齢	平成12年		年齢	平成27年	増減
0～4	290	15年経過	15～19	154	△ 136
5～9	308		20～24	203	△ 105
10～14	378		25～29	303	△ 75
15～19	271		30～34	311	40
20～24	332		35～39	350	18
25～29	371		40～44	333	△ 38
30～34	346		45～49	297	△ 49
35～39	377		50～54	321	△ 56
40～44	404		55～59	353	△ 51
45～49	527		60～64	467	△ 60
50～54	581		65～69	476	△ 105
55～59	501		70～74	394	△ 107

平成12年 6,711名

平成27年 5,738名



## 5 児童人口の将来推計

総人口は令和7年まで減少しています。また、年代別ですと0～15歳未満の児童は減少し、65歳以上の高齢者は増加率が高くなっています。このままの状態では高齢化と少子化が一層進行する傾向にあります。

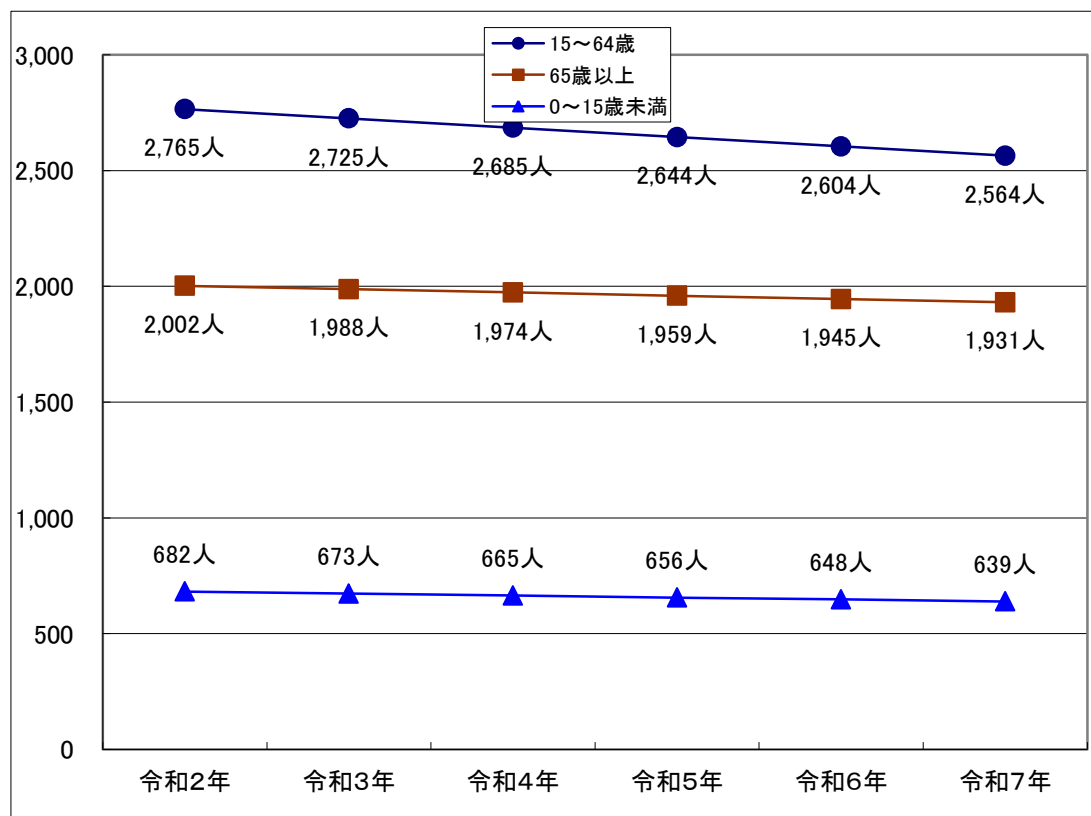
人口推移表

(単位:人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	5,449	5,386	5,324	5,259	5,197	5,134
0～15歳未満	682 (12.5%)	673 (12.5%)	665 (12.5%)	656 (12.5%)	648 (12.5%)	639 (12.4%)
15～64歳	2,765 (50.7%)	2,725 (50.6%)	2,685 (50.4%)	2,644 (50.3%)	2,604 (50.1%)	2,564 (49.9%)
65歳以上	2,002 (36.7%)	1,988 (36.9%)	1,974 (37.1%)	1,959 (37.3%)	1,945 (37.4%)	1,931 (37.6%)

\* 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市区町村別将来推計人口(平成30年3月推計)」市区町村別男女5歳階級別データから推計

人口推移による少子化傾向



## 6 婚姻の動向

大樹町の婚姻率は平成14年の9.7%をピークに、平成15年からは5.0%前後で推移しており、離婚率は全国、全道よりも低い傾向となっています。

大樹町の特徴としては、総人口数が少ないので一時的な婚姻及び離婚件数の増減がその率に影響を及ぼしやすくなっています。

なお、婚姻又は離婚件数は大樹町に届け出た件数により算出しています。

### 婚姻率と離婚率(人口1,000人あたり)

(単位:%)

年	大樹町		全道		全国	
	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成14年	9.7	2.09	5.8	2.77	6.0	2.30
平成15年	4.9	1.54	5.7	2.72	5.9	2.25
平成16年	6.1	1.88	5.5	2.59	5.7	2.15
平成17年	4.9	0.78	5.3	2.42	5.7	2.08
平成18年	7.6	1.77	5.4	2.36	5.8	2.04
平成19年	6.5	1.45	5.2	2.33	5.2	2.33
平成20年	4.4	1.97	5.3	2.30	5.8	1.99
平成21年	4.5	1.50	5.2	2.24	5.6	2.01
平成22年	2.5	2.02	5.2	2.30	5.5	1.99
平成23年	5.3	2.37	4.9	2.17	5.2	1.87
平成24年	4.6	1.20	4.9	2.13	5.3	1.87
平成25年	5.5	0.87	4.9	2.09	5.3	1.84
平成26年	4.4	1.40	4.8	2.04	5.1	1.77
平成27年	6.2	1.23	4.8	2.09	5.1	1.81
平成28年	5.0	1.60	4.6	1.97	5.0	1.73

\* 婚姻率と離婚率は、人口千人当りの件数を示す率

\* データは、北海道保健統計年報 第3表及び第10表 人口動態総覧(率),保健所・市町村別の数値を利用

## 7 産業・雇用の状況

総人口の減少とともに就業人口も減少傾向ですが、総人口に対する就業人口割合は微増しています。しかし、今後は少子化と高齢化により伸びは期待できません。

産業別では、第1次産業の割合は平成7年の34.0%から平成27年の31.6%と2.4ポイント減少しました。一方で、第3次産業の割合は平成7年の43.9%から平成27年の50.4%と6.5ポイント上昇しており、産業構造が大きく変化していることがわかります。

女性のデータでは、就労する割合は平成7年の45.3%から平成27年の45.8%と0.5ポイント増加し、男性の1.4ポイント減少に比べて伸びています。特に、第3次産業の女性就労の割合は、平成7年の47.1%から平成27年の59.0%と11.9ポイントも上昇しております。

産業構造、社会情勢の変化等により女性の就労する割合は増加しております。今後もこの傾向は続くと考えられますので、女性の働きやすい職場環境が求められています。

### 産業別人口（15歳以上就業者）

（単位：人）

区分	平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
人口	7,075	3,494	3,581	6,711	3,264	3,447	6,407	3,065	3,342	5,977	2,873	3,104	5,738	2,810	2,928
就労総数	3,864 (54.6%)	2,243 (64.2%)	1,621 (45.3%)	3,737 (55.7%)	2,152 (65.9%)	1,585 (46.0%)	3,548 (55.4%)	2,022 (66.0%)	1,526 (45.7%)	3,187 (53.3%)	1,836 (63.9%)	1,351 (43.5%)	3,106 (54.1%)	1,766 (62.8%)	1,340 (45.8%)
第1次産業	1,312 (34.0%)	728 (32.5%)	584 (36.0%)	1,149 (30.7%)	651 (30.3%)	498 (31.4%)	1,146 (32.3%)	655 (32.4%)	491 (32.2%)	1,037 (32.5%)	620 (33.8%)	417 (30.9%)	980 (31.6%)	596 (33.7%)	384 (28.7%)
第2次産業	854 (22.1%)	580 (25.9%)	274 (16.9%)	854 (22.9%)	565 (26.3%)	289 (18.2%)	639 (18.0%)	446 (22.1%)	193 (12.6%)	561 (17.6%)	392 (21.4%)	169 (12.5%)	532 (17.1%)	377 (21.3%)	155 (11.6%)
第3次産業	1,698 (43.9%)	935 (41.7%)	763 (47.1%)	1,734 (46.4%)	936 (43.5%)	798 (50.3%)	1,763 (49.7%)	921 (45.5%)	842 (55.2%)	1,587 (49.8%)	822 (44.8%)	765 (56.6%)	1,564 (50.4%)	774 (43.8%)	790 (59.0%)

\* データは国勢調査の数値を使用



## 8 子育て支援サービスの現状

認定こども園が市街地に2か所、郡部に1か所（へき地保育所の生花は平成9年度、浜大樹は平成15年度、石坂は平成21年度、旭は平成26年度に閉所となっている）ありますが、入所率は年々増加しており、3歳未満から入所を希望する保護者が増えてきていることがうかがえます。

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
認定こども園 (保育所)	ヶ所数	4か所	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所	平成27年度に尾田保育所が、平成28年度に南保育園、北保育園がそれぞれ保育所型認定こども園に移行。
	学齢前 児童数	303人	283人	287人	279人	250人	243人	
	児童数	191人	206人	201人	200人	185人	180人	
	入所率	63.0%	72.8%	70.0%	71.7%	74.0%	74.1%	
わんぱくクラブ	親	434人	459人	291人	349人	-	-	平成29年度から子育てサロンに統合。
	子	528人	516人	335人	422人	-	-	
	合計	995人	0,975人	0,626人	771人	-	-	
子育てサロン	組数	1,442組	1,680組	830組	827組	1,188組	1,666組	月曜日～金曜日 9時～12時 時まで支援センターを開放
	人数	3,127人	3,631人	1794人	1,764人	2,538人	3,442人	
一時預かり 保育	世帯数	27世帯	35世帯	34世帯	10世帯	11世帯	18世帯	月曜日～土曜日 9時～17時 (土曜日は12時) * H9年度10月事業開始
	人数	148人	253人	398人	25人	84人	73人	
支援ハガキ	封書	124世帯	112世帯	94世帯	90世帯	83世帯	124世帯	満1歳になるまで毎月1回発送 * H9年度8月事業開始
	はがき	982通	828通	970通	971通	796通	727通	
育児相談	件数	103件	13件	22件	24件	10件	27件	面接相談・電話相談合計
学童保育所	人数	62人	83人	88人	87人	92人	89人	H9～18 北保育所に併設 H19～21 青少年会館に併設 H22.6～ 武道館に移転

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

大樹町は北海道の東部、十勝の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、中央部は広大な十勝平野が広がり、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきました。日高山脈より日本一の清流「歴舟川」が中心を流れ、海岸には原生花園が広がり、美しい自然に恵まれた中で大樹町民が育まれてきました。

次代を担っていく子どもたちが、大樹町に広がる素晴らしい環境の中で、大きな夢を持ち、健やかに成長していくことは、町の願いでもあり、それを支援していくことが町の責務です。

また、地域や行政が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことも必要です。

これらのことから、子どもや子育て家庭が安心して暮らしていける地域環境を築くために「大樹町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「大樹が広げる 大きな夢の 子育て支援」

## 2 基本的な視点

この計画は、次の4つの視点を基本として策定しました。

- (1) **子どもからの視点** → **いきいきと健康に暮らす基盤づくり**

子どもの幸せを第一に考え、子どもの個性や特性が最大限に尊重されるように”子どもの視点”に立ち、子どもが健やかに育つ配慮をしつつ、子どもの成長過程において、家庭、学校、地域、行政などがそれぞれ手をつなぎ、子どもの健全育成に取り組みます。

- (2) **保護者からの視点** → **子どもを持つ「喜び」と育てることに「夢」を持てる環境づくり**

子育てについての第一義的責任は親が持つという認識のもと、子どもが健やかに育つことのできる、また子どもの将来に夢と希望を持てる環境づくりが進められるように長期的な視野に立ち確実に推進していきます。

- (3) **地域全体で支援する視点** → **安心して子育てできる地域の体制づくり**

すべての教育のスタートは家庭教育にあるという認識のもと、社会全体で、地域や企業そして行政が子どものために一体となり、それぞれの役割を果たし、母親が安心して子どもを生き育てることができる環境を整備することを基本として体制づくりを進めます。

- (4) **次世代に向けた長期的な視点** → **豊かな人間性を形成する基盤づくり**

子どもは次代の親若しくは次代を担う者という認識のもとに、豊かな人間性を形成し自立できるよう、中・長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組を推進していきます。

### 3 施策の目標

本計画では、基本理念を実現するために、4つの基本的な視点を踏まえつつ、次の7つを基本目標として総合的に施策を推進していきます。

#### 1 たいきの子育て支援

子育て家庭が求めている、安心して子育てができる、支援サービスの整った環境づくりの推進や、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てのネットワークづくり等、子どもの幸せを第一に考えられる地域に根付いた取組を推進し活用していきます。

#### 2 子どもの心身の健やかな発達の促進

親と子の健康づくりについては、妊婦から乳幼児まで各年齢に応じた健康診査をはじめ、母子の健康を守り、育児を支援するための各事業を行います。

安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりと健康管理・指導に取り組み推進していきます。

#### 3 子育てと仕事の両立支援

社会情勢の変化や価値観の多様化により、現在では女性が出産後も継続して働くことを希望する方が増えてきています。今後も、出産後に働きたいと考える女性のニーズに応えた保育施設や子育てサービスの充実が必要になってきます。

また、就労形態の多様化、保護者の病気又は入院等により、緊急かつ一時的に子どもを預けたいという一時的保育のニーズも高まってきています。

低年齢児保育の充実、延長保育の拡充、一時・休日保育の実施、また、育児と家庭の両立を支援する制度等の情報提示に努めます。

#### 4 子どもの教育環境の整備

社会の変化に対応し、子どもが「個性豊かに生きる力」を身につけ伸ばすことができるよう学校・家庭・地域等の教育力を向上させ、教育環境の整った町づくりを進めます。

#### 5 子どもの安全の確保

社会情勢、交通事情の変化や核家族の進行等により、子どもを取り巻く環境の悪化が懸念されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、安全な生活を確保するために、各関係機関及び関係団体と協力し活動を推進します。

#### 6 子育ての生活環境の整備

子どもや妊産婦又は乳幼児連れの親子等が安心して外出できるために、安全で快適な通行を確保する歩道や、町民のやすらぎや憩いの空間として、公園等の整備を図ります。

#### 7 支援を必要とする子どもへの取組の充実

児童虐待の防止策を充実させ、母子家庭への支援、障がい児施策等支援を必要とする家庭及び児童に対して、安心して生活できる環境づくりを推進します。

## 4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

大樹町の教育・保育提供区域は、現状の提供体制、利用状況等を踏まえ、町内全域を1区域として設定します。

## 5 計画に定める「量の見込み」と「確保方策」

本計画では、国によって定められた事業計画作成指針に基づき、計画時期における「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」について、現在の利用状況＋利用希望等を踏まえ、量の見込み（利用人数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設（保育所・認定こども園等）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

### （1）幼児期の学校教育・保育

区 分		対象事業	事業概要
子どもが 満3歳以上 保育の必要 なし [1号認定]	専業主婦(夫)家庭、 就労時間が短い家庭	・認定こども園 ・幼稚園	認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施。
	共働きであるが、 幼稚園利用を 希望する家庭	・幼稚園	幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施。
子どもが 満3歳以上 保育の必要 あり [2号認定]	共働きの家庭	・認定こども園 ・保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間まで)の保育を実施。 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間まで)の保育を実施。
子どもが 満3歳未満 保育の必要 あり [3号認定]	共働きの家庭	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間まで)の保育を実施。 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間まで)の保育を実施。 地域型保育事業で、上記と同様の対応。

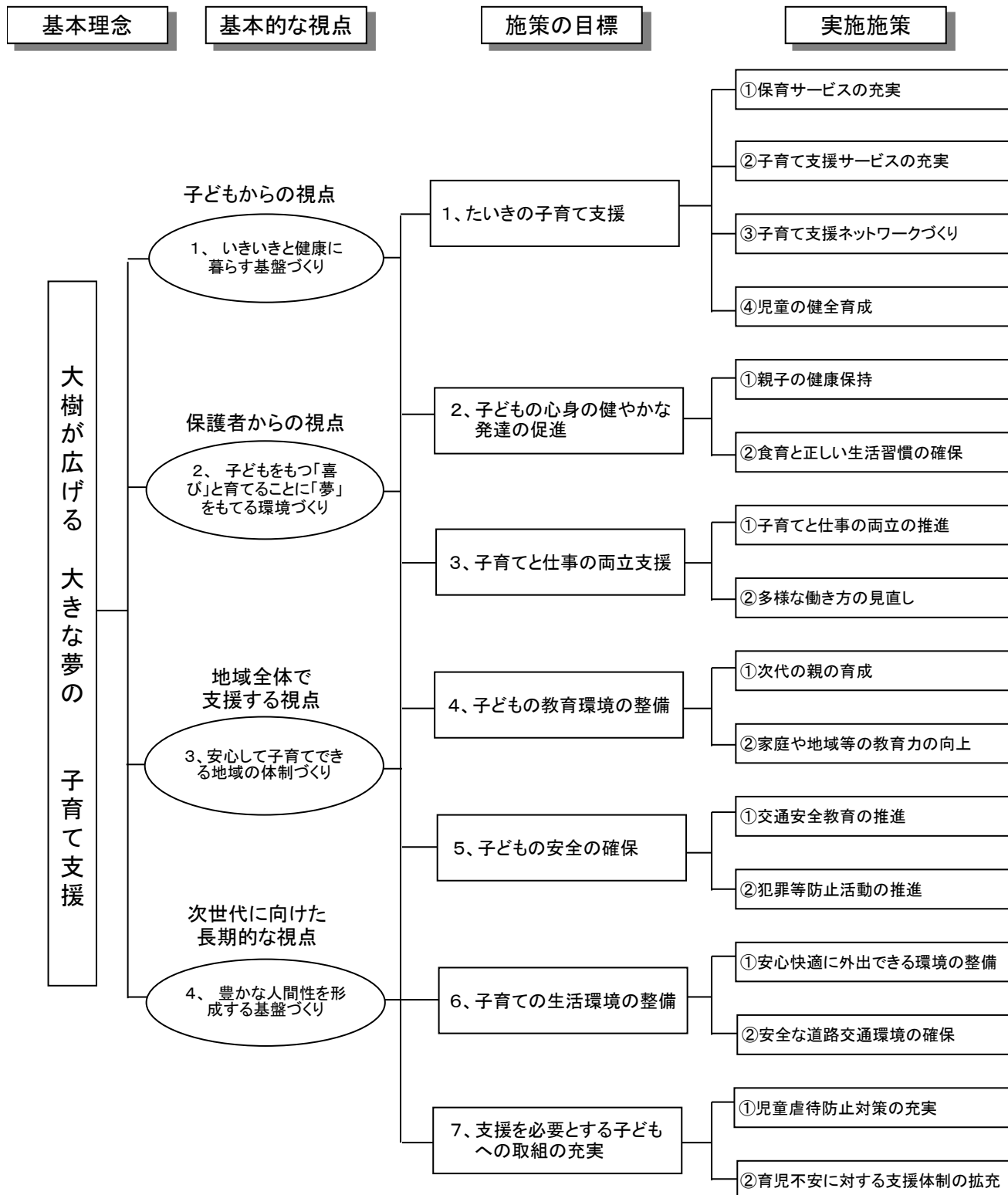
(2) 地域子ども・子育て支援事業

区 分		事業概要	対象児童年齢等
1	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で支援を行う事業	0歳～6年生
2	一時預かり事業	保育所その他の場所での一時預かり	0歳～就学前
3	時間外保育事業 (延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0歳～就学前
4	放課後児童健全育成事業	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生の保育を行う事業	1年生～6年生
5	子育て短期支援事業	親の病気などの場合において、児童養護施設等で一時的に預かる事業	0歳～18歳
6	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	子育て支援センター事業	0歳～就学前
7	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0歳～6年生
8	ファミリーサポート事業	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりを行う事業	0歳～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業	必要とする家庭
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業*	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業*	民間事業者の参入の促進に関する巡回支援を行う事業	事業者

\* 12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない



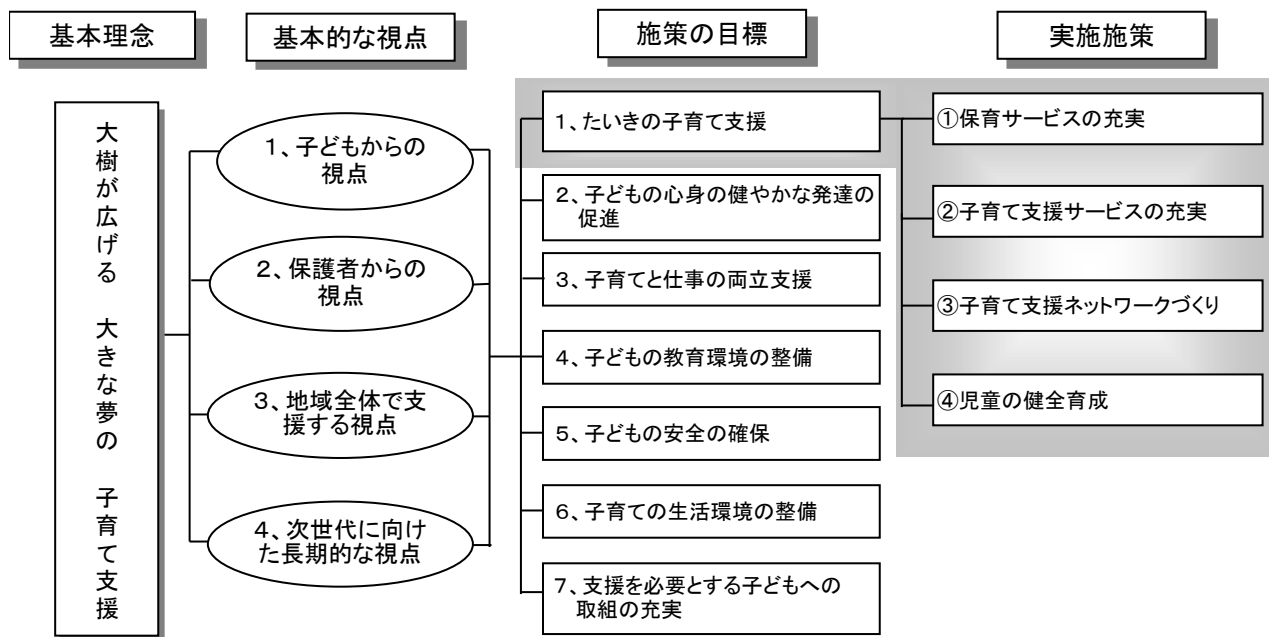
## 6 子ども・子育て支援事業計画 体系表



## 第 2 部

### 基本行動計画

## 第 1 章 たいきの子育て支援



### 【動向と課題】

世帯当りの人数は平成31年で2.1人と核家族化が進んでいます。地域において人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなってきたことから、育児の相談相手も少なくなり、保護者の育児負担が増えています。

このような保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができるような町を築くためには、全ての子育て家庭に対し、それぞれの家庭に適切な子育て支援のサービスが行き届くことが必要です。

また、女性の就業率が増加している中、子育てをしている人が安心して働くことができる環境やサービスの充実が必要になっています。

## 1 保育サービスの充実

女性の就業率の向上や就労形態が多様化している中、保育所（認定こども園）を利用する保護者のニーズも多様化しています。

このため、子育てをしている人が安心して働くことができ、利用しやすい保育所（認定こども園）のサービスを提供していきます。

大樹町では、子育て支援として、保育料を国基準の6割軽減を実施しています。

また、令和元年10月から3歳児以上の給食費（副食費）を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図っています。

1 認定こども園等の環境整備		(保健福祉課)
今後の取組	市街地に設置している南北保育園（認定こども園）の老朽化に伴い統合した認定こども園の整備を進めます。（令和4年度開所） 入園を希望する全ての子どもが入所できる体制を目指します。 保育士等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等への参加を進めます。 保育所が閉所となった地域の児童を市街保育所（認定こども園）への通所送迎を継続して実施していきます。	
* 量の見込み及び確保方策についてはP26-28に掲載		

2 休日・延長保育		(保健福祉課)
今後の取組	日曜、祝日に保護者の勤務等により休日保育を希望する保護者も多く今後の利用状況を踏まえ検討します。 家庭環境、就業形態の変化等により、通常の保育時間を超える延長保育の希望が多いことから、実施に向けて検討します。	

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22人/年	23人/年	22人/年	21人/年	22人/年
確保方策	—	—	—	—	—

3 病児・病後児、障がい児保育		(保健福祉課)
今後の取組	病気中や回復期の幼児等で集団保育の困難な期間の保育サービスについては、専門職員の配置等を検討していきます。 また、障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境づくりを今後も実施していきます。	

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	419人/年	421人/年	407人/年	401人/年	407人/年
確保方策	—	—	—	—	—

第1章 たいきの子育て支援

○教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

①1号認定（3歳以上 保育の必要なし）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定区分		1号認定	1号認定	1号認定	1号認定	1号認定
量 の 見 込 み	大樹町	18 人	17 人	16 人	15 人	16 人
	計 ①	18 人	17 人	16 人	15 人	16 人
確 保 方 策	認定こども園 (1号枠)	30 人	30 人	25 人	25 人	25 人
	幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	計 ②	30 人	30 人	25 人	25 人	25 人
不足数 (② - ①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 2号認定（3歳以上 保育の必要あり）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定区分		2号認定	2号認定	2号認定	2号認定	2号認定
量 の 見 込 み	大樹町	107 人	102 人	98 人	88 人	93 人
	他市町村	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	計 ①	107 人	103 人	99 人	89 人	93 人
確 保 方 策	認定こども園 (2号枠)	117 人	117 人	100 人	100 人	100 人
	保育所	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 (町外)	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	認可外 保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	計 ②	117 人	118 人	101 人	101 人	100 人
不足数 (② - ①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③ 3号認定（3歳未満 保育の必要あり）

年 度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
認定区分		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の 見 込 み	大樹町	6人	47人	8人	47人	8人	43人	8人	50人	7人	48人
	計 ①	6人	47人	8人	47人	8人	43人	8人	50人	7人	48人
確保 方 策	認定こども園 (3号枠)	7人	36人	7人	36人	9人	51人	9人	51人	9人	51人
	保育所	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	事業所内保育(「 労働者枠」除く)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	居宅訪問 型保育	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外 保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計 ②	7人	36人	7人	36人	9人	51人	9人	51人	9人	51人
不足数 (② - ①)		0人	△11人	△1人	△11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 2 子育て支援サービスの充実

子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを有効かつ効率的に提供しなければなりません。

子育て支援センターの開設により、認定こども園等に入所する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談や、育児サークルの活動が活発になり、子育て支援ネットワークが構築されてきています。

また、妊婦健診・乳児家庭訪問など母子保健分野を中心として、保健師の専門性を活かした助言や指導を行い、必要に応じて関連機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

今後も支援ニーズを把握しながら、適切な支援を行っていくことが求められています。

1 子育て支援センター		(保健福祉課)			
今後の取組	大樹南保育園に併設されている地域子育て支援センターでは、育児不安についての相談指導や子育てサロンの開設、子育てサークルの育成及び支援を行っています。 育児相談や情報交換におけるデータを子育てボランティアや育児サークルの育成に活かすことで、実態に即したサービスの提供を図ります。				

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	990人/年	1,056人/年	1,028人/年	1,103人/年	1,075人/年
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）		(保健福祉課)			
今後の取組	在宅における育児支援のため、各種保育関連サービスの情報を提供すると共に、支援センターに育児相談窓口を設置し、早期に問題解決に努めます。 また、育児に関連する講座の開催等を行いサービス提供者や保護者の支援をしていきます。 母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応し、保健師が相談支援等を行います。				

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



3 一時預かり事業 <span style="float: right;">(保健福祉課)</span>	
今後の取組	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、子育て支援センターで一時的に預かり、必要な保育を行います。</p> <p>急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。</p> <p>また、令和元年10月から一時預かり保育料を1時間200円に軽減しています。</p>

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	523人/年	525人/年	507人/年	500人/年	507人/年
確保方策	523人/年	525人/年	507人/年	500人/年	507人/年

4 ファミリーサポート事業 <span style="float: right;">(保健福祉課)</span>	
今後の取組	<p>育児の援助（児童の一時預かりや送迎など）を希望する保護者と、その援助を行う者が会員となって、地域における相互援助活動を行います。</p> <p>町のアドバイザーが、希望する保護者と援助を協力する者の連絡調整を担い、子育て家庭の支援をしていきます。</p>

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

5 子育て短期支援事業 <span style="float: right;">(保健福祉課)</span>	
今後の取組	<p>保護者の疾病や育児疲れ、冠婚葬祭などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設で子どもを一時預かる（ショートステイ事業）を継続していきます。</p>

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36人/年	36人/年	35人/年	34人/年	35人/年
確保方策	36人/年	36人/年	35人/年	34人/年	35人/年

### 3 子育て支援ネットワークづくり

子育ての家庭すべてに対し、きめ細やかな子育て支援サービス及び保育サービスを提供すると共に、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが重要です。

大樹町では現在、「育児座談会」、「おたんじょう会」や「子育てサロン」を開催し、子どもと親の交流を深める場としています。

今後、多様化すると思われる子育て支援サービスの有効かつ効率的な運営をするための各関係機関のネットワーク化が大切になってきます。

また、児童自身が様々な遊びや活動に関わる子ども会や少年団活動等のより一層の充実を図るためにも関係団体と連携した取組が必要です。

したがって、子育て支援に関する団体の組織化の推進、子育て支援団体への情報の提供等により地域に密着したネットワークを活用し、事業を展開していきます。

1 子育て支援事業		(保健福祉課)
今後の取組	「育児座談会」、「おたんじょう会」や「子育てサロン」等の場を活用し、内容を発展拡充することにより、子育てに関する情報交換を行うと共に参加メンバーの交流を深め、より効率的なネットワーク作りを推進します。	

2 子育て支援団体の連携		(教育委員会・保健福祉課)
今後の取組	地域における身近な相談者として、大樹町民生児童委員協議会では保護を必要とする児童の把握及び支援を行っているほか、大樹町青少年健全育成推進町民の会では児童の健全育成のための相談窓口を開設しています。	

## 4 児童の健全育成

令和元年度より小学生の全学年で、昼間保護者のいない児童は放課後や長期休暇時に学童保育所を利用しています。

子どもは遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達などを学んでいくことから、子ども同士が自主的に遊べ、安全に過ごせる場所が必要です。

現在の施設は体育施設を間借りして運営しており、今後子ども達が安全・安心して過ごせるよう、新たに学童保育所・児童館の整備を検討しています。また、学童保育所に入所していない児童のための居場所を確保し、健全な遊びを提供します。

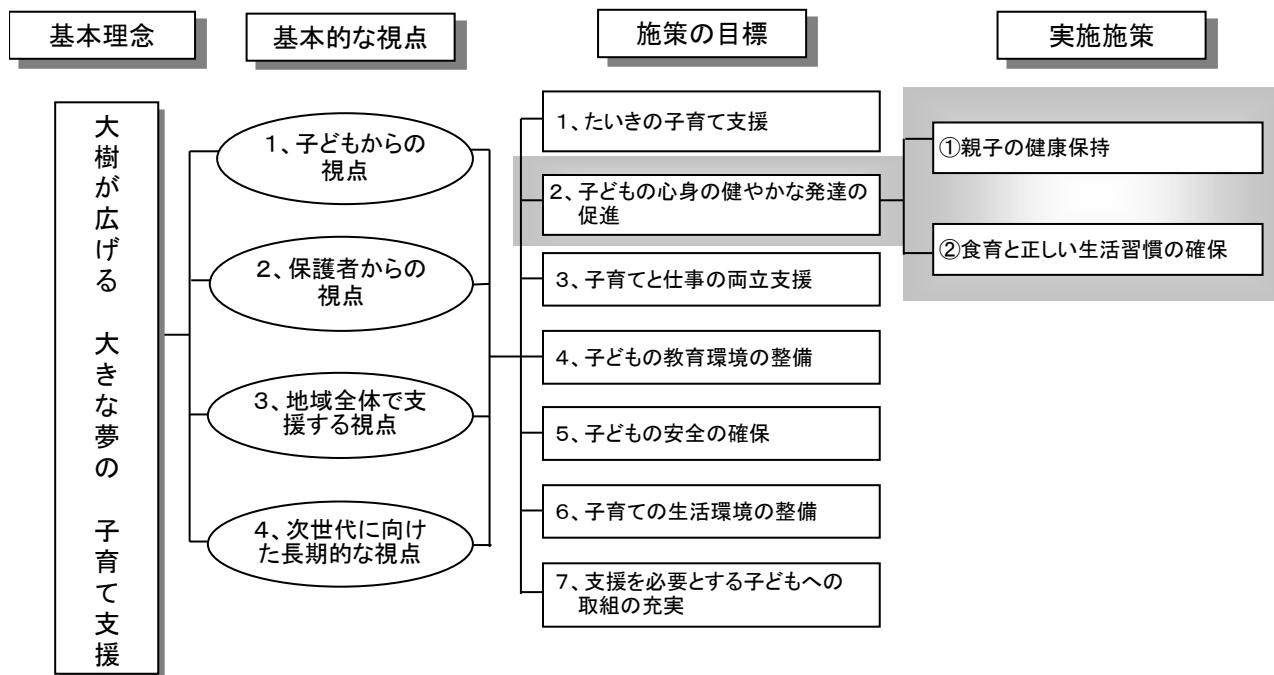
1 放課後児童健全育成事業(学童保育所・児童館)		(保健福祉課)
今後の取組	学童保育所では、保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学生の健全育成を図っています。 今後とも、学童保育所において遊びの充実と安全性を確保し、職員の資質向上のための研修等の推進に努めます。 また、新たに学童保育所・児童館の整備を進め、学童保育所に入所していない児童の居場所の確保も進めます。	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見 込 み	1年生	日・実 29 人	日・実 25 人	日・実 29 人	日・実 27 人	日・実 21 人
	2年生	日・実 27 人	日・実 26 人	日・実 23 人	日・実 26 人	日・実 25 人
	3年生	日・実 22 人	日・実 22 人	日・実 21 人	日・実 19 人	日・実 23 人
	4年生	日・実 5 人	日・実 5 人	日・実 5 人	日・実 4 人	日・実 4 人
	5年生	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人
	6年生	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人	日・実 1 人
	計 ①	日・実 85 人	日・実 80 人	日・実 80 人	日・実 78 人	日・実 75 人
確保 方 策	実施	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用可能 数計②	日・実 80 人	日・実 80 人	日・実 80 人	日・実 80 人	日・実 80 人
	不足数 (②-①)	日・実 △5 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人	日・実 0 人

2 地域活動の育成 <span style="float: right;">(教育委員会・保健福祉課)</span>	
今後の取組	<p>町内会の子ども会等の地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て、地域児童の健全育成に努めます。</p> <p>また、非行防止の観点から、家庭や地域の協力を得ながら関係機関と連携を図りパトロール等の地域での取組を支援します。</p>

3 多様な活動・体験機会の確保 <span style="float: right;">(教育委員会)</span>	
今後の取組	<p>地域学校協働本部事業や土曜日の教育支援体制等構築事業、各種のスポーツ教室や文化事業を展開し、子どもたに多様な学びの場を提供をします。</p> <p>また、各少年団や地域の関係機関・団体と連携し、子どもたちの集団活動への参加を促し、人格形成の取組を支援します。</p> <p>さらに、ふるさと大樹学を中心に子どもたちに郷土を学び育む体験活動や食育を充実することにより、大樹町に対する「郷育」を推進します。</p>

## 第2章 子どもの心身の健やかな発達の促進



### 【動向と課題】

少子化の進展等により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子どもへと継承されにくくなっています。その一方では、テレビやインターネットで子育てについての様々な情報が氾濫し、保護者等の孤立化をまねく状況が広がっていることが危惧されています。

こうした中、各種健診や育児相談、子育て教室の体制を整えることにより、妊娠、出産、育児不安の解消を図っていきます。

また、生活習慣や食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係していますので、正しい生活習慣を通じて心身を健全に育成することが必要です。

## 1 親子の健康保持

子どもが健やかに生まれ成長していくには、子どもの健康と共に、保護者が心身ともに健やかであることが重要です。

このため、母親の健康保持と子どもが健やかに育つよう支援体制を充実する必要があります。

また、妊娠、出産、育児について情報提供を実施していきます。

1 母子手帳交付と妊婦健康診査		(保健福祉課)
今後の取組	母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、健康相談を実施することにより、妊婦の健康保持増進を図ります。	

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40人	39人	38人	37人	37人
確保 方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託
	検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時

2 乳児家庭全戸訪問事業		(保健福祉課)
今後の取組	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30人	40人	39人	38人	37人
確保 方策	実施体制	保健師	保健師	保健師	保健師
	実施機関	町	町	町	町

3 養育支援訪問事業		(保健福祉課)
今後の取組	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保	実施体制	保健師	保健師	保健師	保健師
方策	実施機関	町	町	町	町

4 乳幼児健康診査		(保健福祉課)
今後の取組	疾病や障がいの早期発見を行い、早期治療、早期療育を促すと共に、親の育児力の形成や生活改善につなげるよう努めます。 また、栄養相談及び歯科相談等を行い、乳幼児の健全な発育を促します。	

5 母親学級		(保健福祉課)
今後の取組	出産を迎える母親を対象に、安全で主体的なお産が迎えられよう、妊娠、出産、育児に必要な情報及び知識の普及を図ります。	

6 歯科保健事業		(保健福祉課)
今後の取組	妊婦、1歳6か月児、3歳児歯科健診等の各種健診と事後指導、歯科相談・教室、フッ化物塗布、フッ化物洗口等を実施し、子どもの時から歯を大切に作る習慣が身に付くように支援します。	

7 不妊治療・不育症治療対策		(保健福祉課)
今後の取組	不妊治療や不育症治療に要する費用の一部を助成する「不妊治療費助成事業」と「不育症治療助成事業」を実施し、経済的負担を軽減します。	

## 2 食育と正しい生活習慣の確保

子どもが健やかに成長していくためには、適切な運動、バランスの良い食事、早寝・早起きが大切です。

大樹町の子どもたちは、運動不足や食事の偏りから肥満傾向児が全国平均より多く、生活習慣病の低年齢化が危惧されます。

子どもの食習慣は、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

このため、家庭における食育の推進はもとより、認定こども園や学校と連携し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や、調理等を体験する機会をつくと共に、給食調理に関する栄養士の研修会や食に関する情報提供をしていきます。

1 乳幼児の食指導 (保健福祉課)	
今後の取組	乳幼児をもつ親を対象に離乳食、幼児食、おやつの適正な取り方を学習する機会を提供します。 また、早寝早起きを基本とした規則正しい生活リズムが確立できるよう指導に努めます。

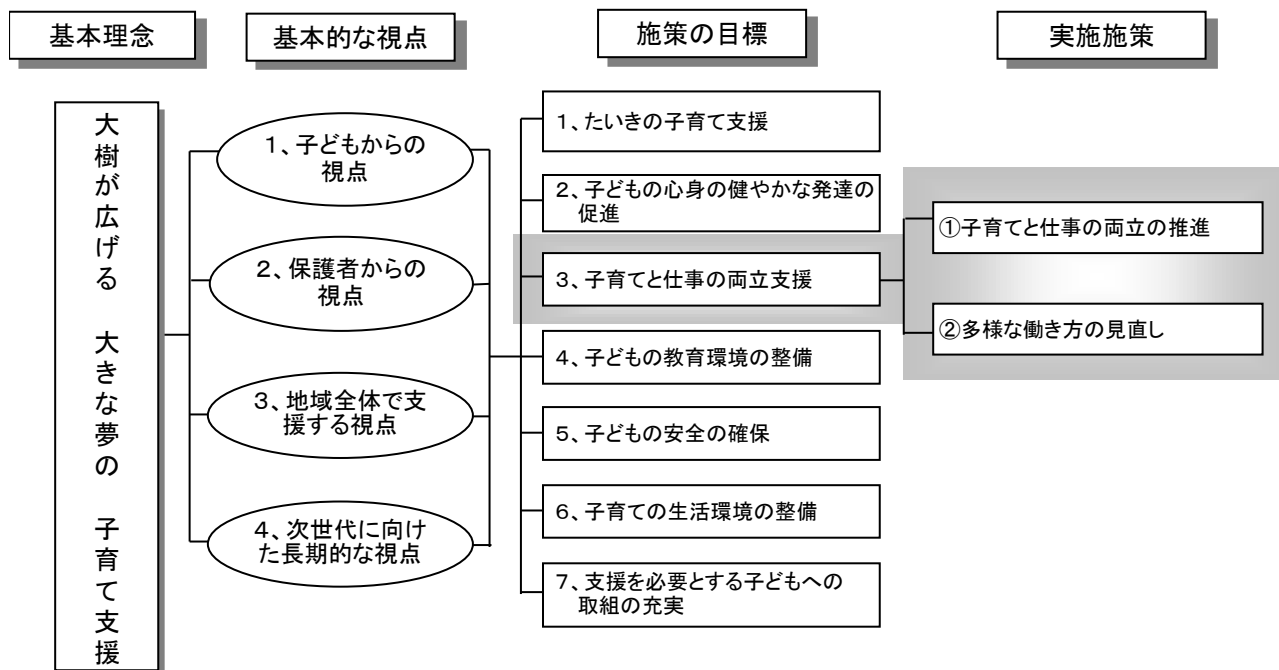
2 認定こども園の児童への食指導 (保健福祉課)	
今後の取組	認定こども園の児童を対象に、食物に興味や関心がもてるように楽しく学ぶ機会を充実させます。 また、保護者に対して、食による心と体への影響が子どもの一生に渡り大きくかかわることを理解してもらえよう、指導に努めます。

3 児童・生徒の食指導 (教育委員会・保健福祉課)	
今後の取組	「早寝・早起き・朝ごはん」が習慣化されるように働きかけます。 また、小・中学校において子どもたちが食に関する興味と関心を持ち正しい食事の内容や食習慣を身に付けることを目指して、栄養担当職員による指導を推進します。

4 児童・生徒の生活習慣病予防健診 (保健福祉課)	
今後の取組	糖尿病等の生活習慣病を予防するため、小学生から血液検査(大樹っ子健診)を行い、早期から望ましい生活習慣が確立されるよう保健指導します。



## 第 3 章 子育てと仕事の両立支援



### 【動向と課題】

これから父親・母親になる若者世代が、結婚や子育てに関する希望を持つようになるためには、「就労」と「出産・子育て」の二者択一構造を解消していくことが必要です。そのためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とその社会的基盤となる包括的な次世代育成支援の構築を図っていく必要があります。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、行政と地域と子育て家庭が連携して取り組んでいく必要があります。

それには、仕事と子育てが両立しやすい職場環境をより一層整備していくことや、家庭における男性の更なる理解と協力が必要です。

## 1 子育てと仕事の両立の推進

子を持つ保護者が、仕事と子育てを両立し、仕事と生活の調和を実現していくためには、職場環境と子育て支援の環境の両方が整備されていかなければなりません。

そのため、認定こども園や子育て支援センター等の利用時間の延長を検討するなど、保護者が働きやすい環境を整えていくとともに、職場、地域、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な啓発活動を推進していく必要があります。

<b>1 家庭内の両立支援</b> <span style="float: right;">(保健福祉課)</span>	
<b>今後の取組</b>	<p>仕事と子育てを両立するなかで、夫婦間でお互いの立場を尊重し、家庭内においてお互いの協力の下、子育てをしていくことが望まれます。</p> <p>そのため、子育てに関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。</p>

<b>2 企業・地域などの子育て支援</b> <span style="float: right;">(保健福祉課・教育委員会)</span>	
<b>今後の取組</b>	<p>「北海道家庭教育サポート企業等制度」(北海道教育委員会連携事業)などを活用して、子育てに関する地域活動への理解や、育児休暇の定着、就労時間の配慮など、職場環境の改善を進めていくよう、町内の事業所等に啓発を図ります。</p>

<b>3 保育施設の利用</b> <span style="float: right;">(保健福祉課)</span>	
<b>今後の取組</b>	<p>認定こども園や学童保育所、子育て支援センターの一時預かりの利用時間や開所期間について、幅広いニーズがあります。</p> <p>令和4年度に市街地にある認定こども園を統合することから、統合に合わせて体制整備を図りながら、利用時間や開所期間の延長など見直しを検討していきます。</p>

## 2 多様な働き方の見直し

父親が育児に積極的に参加するようになった背景には、社会進出する女性が増え、共働き家庭が増えてきたことや、育児は夫婦一緒にするものであるという考え方が社会に広まってきたことが考えられます。

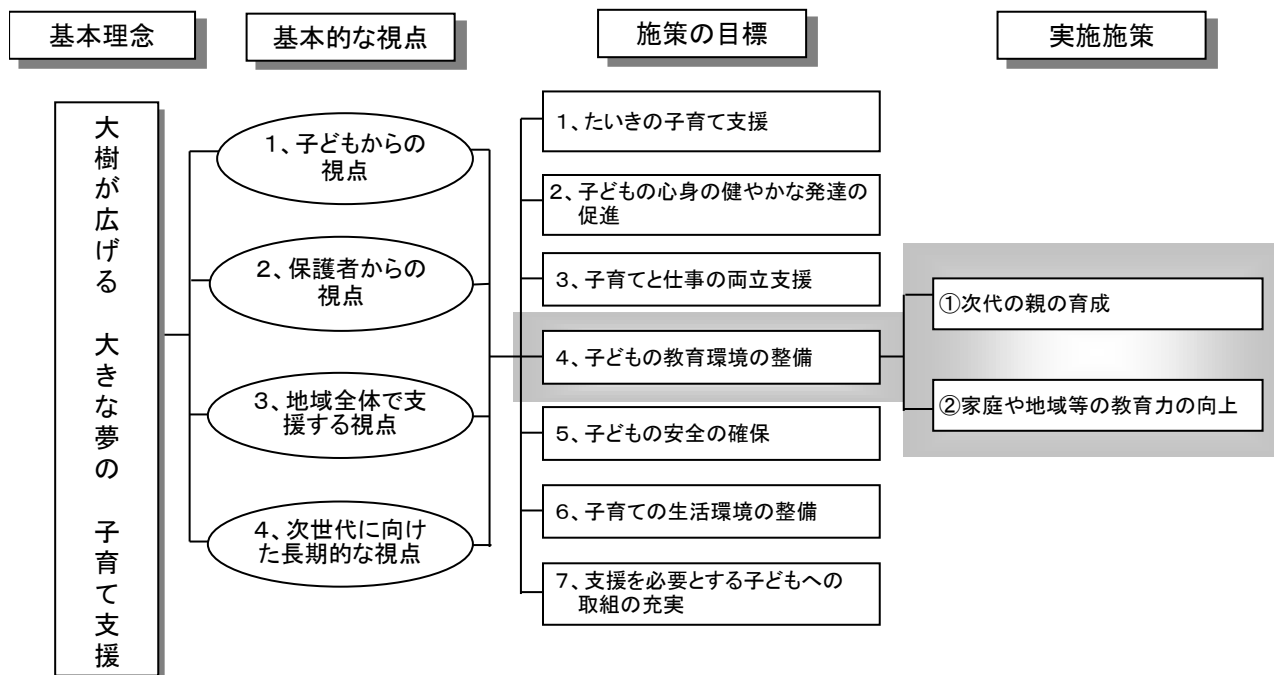
現在の社会情勢においては、共働き夫婦、専業主婦など様々な家庭環境で、お互いが良いバランスを取りあって子育てすることが大切です。

このため、父親への育児支援、父親同士でのネットワークづくり、父親から見た子育てに関する悩みの相談及び支援等が必要です。

1 父親への育児参加支援		(保健福祉課)
今後の取組	育児や家事等に積極的に関わろうとする父親（イクメン）が増えてきていることから、今後もパパママ学級や親子で参加できる講座等、ふれあいの中で子育てを学ぶ機会をつくり支援します。	

2 男女共同参画社会の推進		(総務課)
今後の取組	地域における男女共同参画を推進するため、講習・研修等による知識の取得や意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画センター等と連携・協働し、具体的な活動を推進するための情報収集や情報提供に取り組みます。	

## 第 4 章 子どもの教育環境の整備



### 【動向と課題】

今日、情報通信の急激な普及など社会情勢の変化により、子どもたちを取り巻く環境は、ますます混迷を深めています。

また、児童虐待やいじめ、不登校、非行などの問題が深刻化しており、その背景として、核家族化による親子関係や地域とのつながりの希薄化、さらには価値観の多様化など様々なことが要因として考えられます。

家庭は、子どもの豊かな心、健やかな体を育む役割を持っていますが、親が子どもに対しての教育やしつけの方法が分からないといった育児に関する悩みを解決することが重要です。

各家庭が行う教育の質を向上するためには、親の役目や責務を自覚できるような環境づくりが重要であるとともに、いじめや不登校などの問題解決のため、「家庭・学校・地域」が連携していく必要があります。

## 1 次代の親の育成

間違った性情報の氾濫による性感染症の増加や喫煙・飲酒行動は、やがて親となる心と体に大きな影響を及ぼします。そのため、正しい知識を身に付け、自分を含めた命を大切にする教育をする必要があります。

また、近年、危険ドラッグが原因とされる事件が顕著になっていますが、危険ドラッグは、自らの身体に悪影響を及ぼすばかりか、事故や犯罪などにより他人を傷つけることもあり、薬物の危険性について、今後も十分な周知・啓発を図っていく必要があります。

1 思春期保健の推進 <span style="float: right;">(教育委員会・保健福祉課)</span>	
今後の取組	性教育や喫煙及び飲酒の害について学ぶ機会を充実します。 また、親を対象に知識の普及を図ります。

2 薬物の危険性の啓発 <span style="float: right;">(教育委員会・住民課)</span>	
今後の取組	危険ドラッグや麻薬、薬物の危険性について、中学校では生徒指導の一環として薬物乱用防止教室を実施し、高等学校では薬物乱用による心身への影響や、社会問題などを理解するための授業・講話を実施しており、今後も引き続き指導を行います。

## 2 家庭や地域等の教育力の向上

家庭は子どもの豊かな心や健やかな体を育てる役割を持っています。

親の育児に関する知識の不足や家庭教育の難しさなど様々な問題を解決し、家庭の育児・教育力を高めていくことが求められており、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりが重要となっています。

核家族化や地域における人間関係の希薄化等に起因する、家庭教育力の低下が懸念される中、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する的確な情報を提供し、子育てに関する正しい知識を身に付けられるように支援していきます。

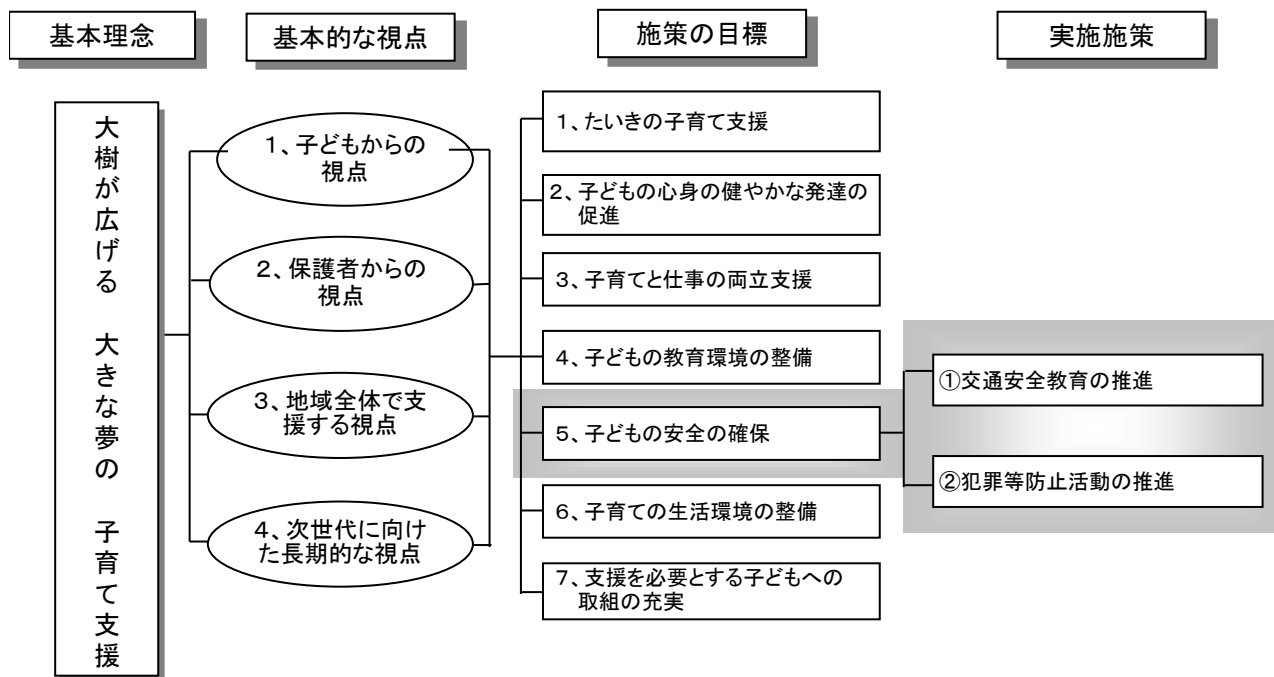
また、小中学校においても、不登校や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などによるいじめ等の学校生活に関する諸問題への対策を行うだけでなく、学校関係者や町内の関係団体が連携し、相互の情報交換を行いながら、家庭教育に関する諸問題に取り組みます。

1 子育て学習講座（勉強会）・家庭教育学級 <span style="float: right;">（保健福祉課・教育委員会）</span>	
今後の取組	豊かな人間形成を培うためには、家庭や地域の果たす役割は重要であり、その機能の充実を図るため、保護者や関係機関の職員に対し、子どもの成長の段階に合わせた学習講座の開催、又は障がい児療育を含めた勉強会等、多様な相談交流の場を提供します。
2 子育て情報の提供 <span style="float: right;">（保健福祉課・住民課・教育委員会）</span>	
今後の取組	子育てをしている家庭に対し、役場窓口又は認定こども園で子育てに関するパンフレットやリーフレット等を配布すると共に、ホームページや広報紙を用いて子育て情報を提供します。
3 学校生活に関する問題への対応 <span style="float: right;">（教育委員会）</span>	
今後の取組	大樹小中学校では、いじめや不登校等の学校生活に関する諸問題を解決するために「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ・不登校対策委員会等を組織化するなど、迅速な対応に努めています。また、心身に障がいを持つ就学予定者や児童生徒の適正な就学指導を行うために、心身障がい児童生徒教育支援委員会を中心として対応しています。

第 4 章 子どもの教育環境の整備

4 電子メディア（ゲーム・スマホ・テレビ等）の利用について （教育委員会）	
今後の取組	<p>スマホ・ゲームなどの電子メディアの子どもに与える影響として、体力や学力の低下が明らかになってきており、子どもの発達に関する影響も懸念されています。</p> <p>大樹町小中高連携教育推進委員会では、ケータイ・スマホ利用安全宣言をし、家庭での利用ルールを定めて、親の管理下での適切な利用を促しています。また、今後も電子メディアに関連した情報の提供や講演会の開催を行っていきます。</p>
5 学校と地域の連携・協働 （教育委員会）	
今後の取組	<p>学校と地域、家庭が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール関連事業を通して、学校と地域、家庭が連携・協働しながら社会全体の様々な機能を活用した教育活動の充実を図っていきます。</p>

## 第 5 章 子どもの安全の確保



### 【動向と課題】

次世代を担う子どもたちのかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることが重要であるにも関わらず、通学中の交通事故が発生するなど、依然として道路において子どもは危険にさらされています。

子どもの安全を守るには、社会全体の取組のほか、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身に付けるよう、交通安全教育に力を入れると共に、家庭における交通安全教育のアドバイスを行う等、交通安全意識とマナーの向上を図る必要があります。

また、幼児、児童が不審者から声をかけられた事例や不審な車が止まっているのを見かけた等の情報もありますので、日常生活での子どもの安全確保が求められています。



## 1 交通安全教育の推進

大樹町には基幹道路として国道 2 3 6 号が帯広方面、国道 3 3 6 号が釧路方面に走っており、この 2 路線が交通量も多く道路交通の中心となっています。

また、郊外においては直線道路が多く、信号も少なく歩道の無い所もあり、高速で走る車が多く見られます。このような交通状況の中、子ども達には安全の確保として交通安全に関する運動を推進し、町民総ぐるみでの交通安全への意識啓発を図っていきます。

1 交通安全意識の向上		(住民課・教育委員会)
今後の取組	交通安全運動を町民総ぐるみで推進し、交通安全意識の向上を図ると共に、大樹町青少年健全育成推進町民の会など交通安全組織団体との連携強化により、一層の交通安全に対する強化を図ります。	

2 保育所（園）や家庭での交通安全アドバイス		(住民課)
今後の取組	認定こども園において、幼児や保護者に対し関係機関及び各団体のアドバイスを受けながら、こぐまクラブ等の参加体験型の交通安全教室を開催します。 また、家庭における交通安全のアドバイスと交通安全マナーの向上に努めます。	

3 交通安全思想の推進		(住民課・教育委員会)
今後の取組	幼児、児童、保護者への交通安全教室の開催や啓発活動により、交通安全への意識の向上を図ります。 また、町内の関係機関、各団体等と協力して、交通安全運動を実施します。	

## 2 犯罪等防止活動の推進

全国的に幼児及び児童に対する誘拐・殺人等の凶悪犯罪が多発しており、そのような事件及び事故の報道をよく見かけます。

当町でも、幼児、児童が不審者から声をかけられたり、不審な車を見かけたり等の事例もあり、子どもに対しての安全を確保するために、地域全体での取組が必要になっています。

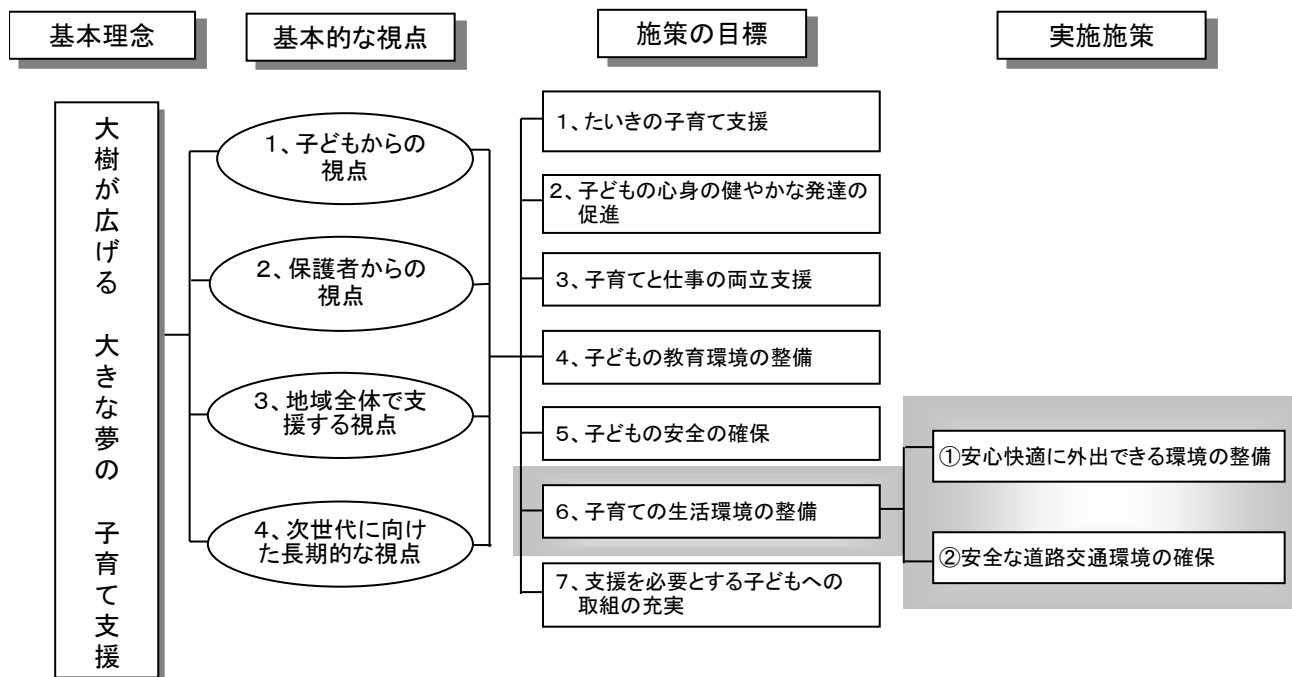
1 警察署及び関係団体との連携 (住民課・教育委員会)	
今後の取組	<p>通学路の安全確保のため、警察署及び各団体との連絡体制を強化し、事件及び事故の未然防止を図ります。</p> <p>また、大樹町青少年健全育成推進町民の会が中心となり、「子ども110番の家」を設置しており、子どもたちが不審者を見た場合や危険を感じた場合など緊急時の避難場所を確保しています。</p> <p>今後も、「子ども110番の家」の役割を子どもたちに周知徹底し、幟などによる表示を行い、犯罪防止に役立てます。</p>

2 防犯灯（街路灯）の更新 (総務課・住民課)	
今後の取組	<p>通学路の安全確保のため、防犯灯（街路灯）をLEDに付け替えましたが、防犯灯の間隔が広く、周辺が暗くなっている箇所等の点検・整備を進めていきます。</p>

3 防犯警備体制 (住民課・教育委員会)	
今後の取組	<p>大樹町内の小中学校に自動警備システムを導入したことにより、防犯警備体制を整備しています。学校等への不審者侵入対策として、警察署・関係団体と連携を図りながら110番の通報訓練や児童の避難訓練を実施します。</p> <p>また、通学路に新たに防犯カメラを設置し、防犯抑止力の強化に努めています。今後も必要に応じて整備を進めていきます。</p>

4 携帯電話・インターネットの適切な利用 (教育委員会)	
今後の取組	<p>児童生徒に対し、携帯電話所持及びネット利用に伴う危険性を周知し、被害から守るための対処方法を指導します。</p> <p>また、保護者に対し、家庭におけるルールづくりと携帯電話及びネットの危険性について啓発します。</p>

## 第 6 章 子育ての生活環境の整備



### 【動向と課題】

子どもや妊産婦、乳幼児連れの親子などが安心して外出できるようにするには、安全で快適な通行を確保する歩道や、町民のやすらぎや憩いの空間として、また、健康増進やスポーツ、レクリエーションの場として、公園等を整備していく必要があります。

子どもや子ども連れの親子等が安全かつ、安心して歩くことのできる配慮された歩道や道路交通環境や公共施設を確保するために、今後も整備を図ります。

## 1 安心快適に外出できる環境の整備

乳幼児の子どもを持つ親を含め、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインの推進を図ります。

また、公共施設や行政サービスの提供に際しては、事前に町民に対するアンケート調査を実施したり、子ども議会で提案のあった意見を参考にするなど、利用する人たちの意見を広く聴取して検討していく必要があります。

1 施設や設備の整備		(建設水道課・教育委員会)
今後の取組	公共施設や公営住宅などの建設の際は、スロープや多目的トイレを設置するなど、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインで対応します。	

2 遊び場		(建設水道課・教育委員会)
今後の取組	公園の老朽化した遊具に故障や破損が無いかなど従来の定期点検に加え、遊具等の更新及び新たな遊具の設置等の整備を適宜行うこととし、利用状況に応じた公園の適正配置に配慮した見直しの検討も行います。	

## 2 安全な道路交通環境の確保

他地域では信号待ちの児童が交通事故に巻き込まれるなど、未だに痛ましい事故が絶えない状況で、当町も万全と言える状況にはありません。

これまでも市街地の歩道の設置や拡幅又は、危険箇所の警戒標識設置等を行っていますが、高規格道の延伸など、交通事情も時代により変化することから、常に関係機関とともに危険箇所の把握・解消に努めていく必要があります。

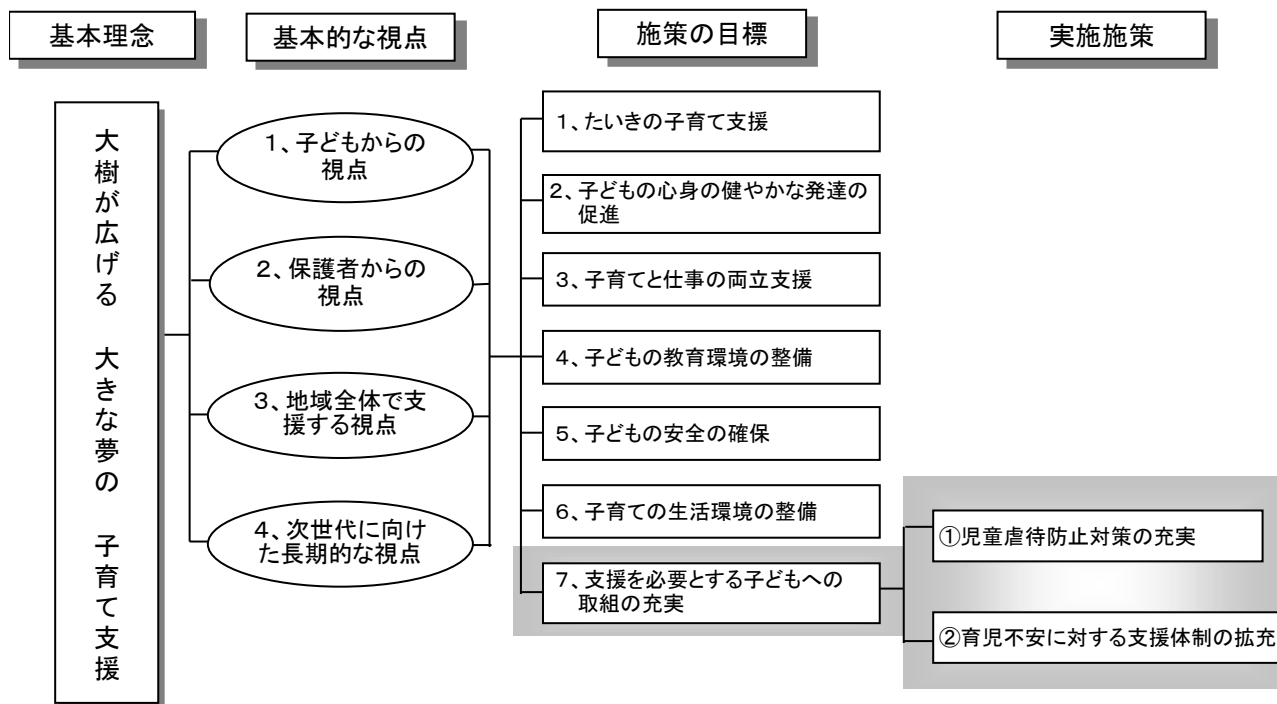
また、冬期間には歩道や路上への駐車が増加する傾向にあることから、関係機関と協力しながら歩行者の安全確保に努めます。

交通安全の意識普及については、幼児や児童等を重点にこぐまクラブ等の交通安全教室や啓発活動を行っているほか、今後も継続して町内の関係機関や各団体等と協力し、交通安全運動を実施していきます。

1 歩道の整備		(建設水道課)
今後の取組	自転車やベビーカー等利用する子どもや親子が安心して外出できるよう、歩道の設置や、狭い歩道の拡幅及び歩道の段差の解消などのバリアフリー化等の整備を進めます。	

2 交通安全関連設備		(住民課・教育委員会)
今後の取組	警察署や教育関連機関等との協議を進め、歩道や信号、横断歩道等の交通安全設備（施設）の見直しと計画的な整備を検討します。	

## 第7章 支援を必要とする子どもへの取組の充実



### 【動向と課題】

近年、少子化の進行や地域における連帯感、人間関係の希薄化等、子育ての不安、孤立化を招く社会状況が広がっていることが危惧されています。

また、長引く経済不況による失業や離婚等により、子育てに係る経済的負担が家計を圧迫している状況や、何らかの育てづらさを持つ子どもの育児は困難を極め、保護者は大きな精神的ストレスを抱えているという現実もあります。

これらの要因が複雑に絡み合い、子育てを困難にし、ひいては虐待の一つの要因にもなることは想像に難くありません。

安心して妊娠、出産、育児ができるように、経済的支援と、育児支援の整備が緊急の課題であり、その対策が求められています。

## 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、その防止を図ることが緊急の課題となっています。

児童虐待の防止に関する法律や児童福祉法が改正され、児童の権利擁護（しつけに際して体罰を加えてはならない等）や関係機関間の連携強化など児童の虐待防止対策が図られています。

児童虐待は、家庭という密室で行われるため発見が難しく、地域の多くの人たちによる早期発見や対応が重要となるため、関係機関において、子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議に努めます。

また、児童虐待を受けた子どもについての保護や自立の支援、親子が再び良好な家庭的環境で生活するための支援をしていきます。

<b>1 予防対策</b>		（保健福祉課）
今後の取組	産後間もない時期からの一般の子育て支援を充実するとともに、地域からの孤立や育児不安など養育支援が必要となりやすい状況にある家庭を把握し、訪問支援などの取り組みを推進します。乳児健診未受診者や未就園児など関係機関で把握できない子どもの早期に状況確認をする取組を継続します。	
<b>2 早期発見</b>		（保健福祉課・教育委員会）
今後の取組	乳幼児健診等で育児不安や虐待の恐れのある保護者を早期に発見し、不安を軽減し、育児が適切に行われるように支援します。また、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携を図り早期の対応・支援を検討します。また、児童虐待を早期に発見するため、住民に対して児童虐待を発見した場合の通告義務の周知に努めます。さらに、児童虐待への早期対応のため、児童相談所や学校等の関係機関との情報の共有化を図るなどの機能を強化します。	
<b>3 虐待を受けた子どもへの対応</b>		（保健福祉課・教育委員会）
今後の取組	児童虐待を受けた子どもについて、保護や自立の支援、親子の再統合の促進などそのあり方について、子どもの安全確保を最優先として検討します。また、家族を含めた在宅支援の強化を図るため関係機関との連携を強化するとともに虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者の指導や支援の方法について検討します。	

## 2 育児不安に対する支援体制の拡充

ひとり親の家庭は、子育てをする上で経済的、社会的に不安定な状況にあり、家庭生活においても様々な困難を抱えているケースが散見されています。

このため、ひとり親家庭等に対する相談指導體制の充実や社会的自立に必要な情報提供の推進を進めていきます。

また、児童扶養手当の支給等、必要な経済支援を図るとともに、認定こども園の入園や子育て支援センターの活用等、生活実態に応じた支援に努めます。

発達に不安や心配のある子ども、発達障がいのある子どもに対して、発達段階に応じた療育支援を通じ、家族を支援していきます。

また、大樹町障がい児福祉計画においても、障がい児の地域支援体制について、支援の充実を検討していきます。

1 母（父）子自立支援 <span style="float: right;">（保健福祉課・企画商工課）</span>	
今後の取組	母（父）子家庭に対し、自立に必要な情報の提供や各関係機関が指導助言を行い、併せて職業能力向上や求職活動に対する相談及び支援を行います。 相談する内容は、子育てについて、生活環境、養育費の確保等幅広く、きめ細かな対応に努めます。

2 育児（教育）に対する経済的な支援 <span style="float: right;">（住民課・教育委員会）</span>	
今後の取組	母（父）子家庭などを対象とした児童扶養手当や心身に障がいのある児童がいる家庭を対象とした特別児童扶養手当の制度周知に努めます。 また、経済的な事情により学校生活が困難な児童生徒に、学用品費等の援助や奨学資金の貸付を行います。

3 福祉医療費の助成 <span style="float: right;">（住民課）</span>	
今後の取組	乳幼児等医療費助成は、0歳から中学生までの乳幼児及び児童に対して、また、ひとり親家庭医療費助成は、20歳未満の子どもとその母または父に対して、医療費の全額または一部の助成を行います。

4 障がいのある子どもの支援 <span style="float: right;">（保健福祉課）</span>	
今後の取組	発達や発育が気掛かりな子ども、発達障がいのある子どもについて、南十勝こども発達支援センターを中心として、発達段階に応じた療育指導等により、支援を実施します。



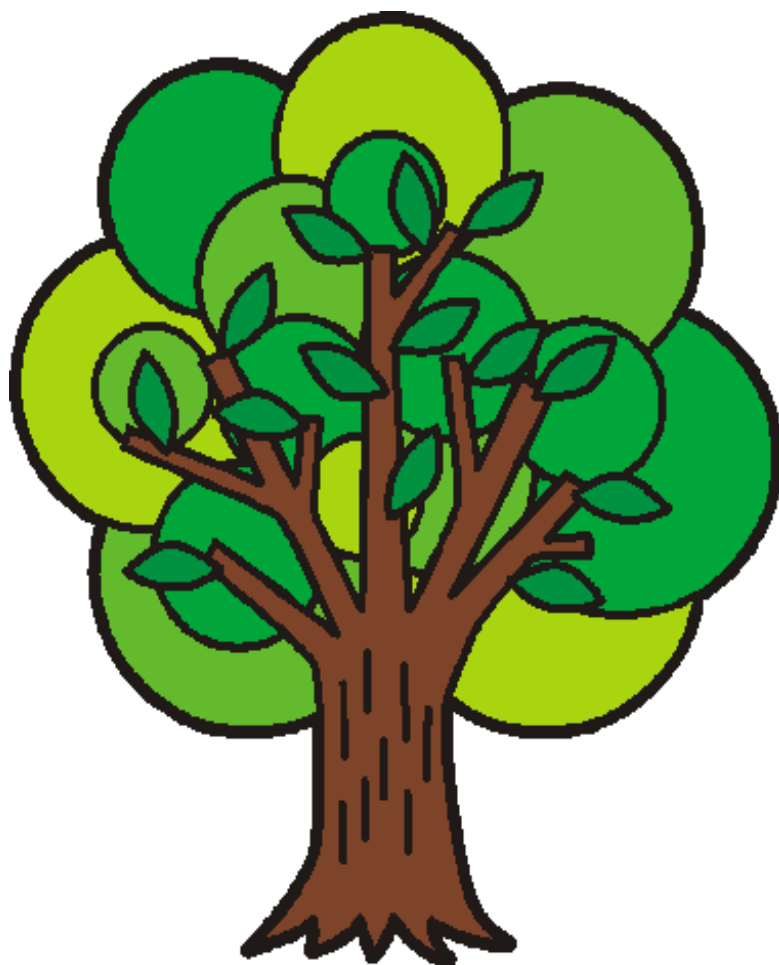
# 資料

## 大樹町子ども・子育て支援会議委員名簿

NO	役職	氏名	団体名	備考
1	会長	宮村 孝雄	大樹中学校校長	子育て事業に従事
2	副会長	松本 麻美	主任児童委員	学識経験者
3	委員	穀内 隆志	大樹南保育園父母の会会長	保護者
4	委員	佐藤 公亮	大樹北保育園父母の会会長	保護者
5	委員	斉藤 舞衣子	尾田認定こども園父母の会会長	保護者
6	委員	畑 綾	大樹町学童保育所利用保護者	保護者
7	委員	村上 聡	大樹小学校PTA会長	保護者
8	委員	宮崎 加奈恵	大樹中学校PTA会長	保護者
9	委員	坪 幸子	保護者	保護者
10	委員	奈良 祐子	大樹町商工会女性部	事業者及び労働者を代表
11	委員	穀内 美希	大樹町農業協同組合女性部すずらん会	事業者及び労働者を代表
12	委員	高橋 厚子	大樹漁業協同組合女性部代表	事業者及び労働者を代表
13	委員	佐藤 英道	大樹福祉事業会常務理事 大樹町青少年健全育成推進町民の会会長	子育て事業に従事
14	委員	二口 るみ子	大樹南保育園園長	子育て事業に従事
15	委員	武内 千秋	大樹北保育園園長	子育て事業に従事
16	委員	山下 勇	大樹小学校校長	子育て事業に従事
17	委員	青木 祐治	大樹高等学校校長	子育て事業に従事
18	委員	佐藤 征夫	社会教育委員長	学識経験者
19	委員	佐川 ちづる	民生児童委員協議会副会長	学識経験者
20	委員	木戸 清美	主任児童委員	学識経験者

## 大樹町子ども・子育て支援事業計画検討委員会名簿

NO	職 名	氏 名		摘 要
1	副町長	黒 川 豊	委員長	
2	総務課長	鈴 木 敏 明		街灯整備等
3	企画商工課長	伊 勢 巖 則		労働環境等
4	住民課長	楠 本 正 樹		医療給付、児童関連手当、交通安全等
5	建設水道課長	高 橋 教 一		生活環境整備、公園等
6	学校教育課長	瀬 尾 裕 信		学校教育関連
7	社会教育課長	村 田 修		社会教育関連
8	保健福祉課長	井 上 博 樹	(事務局)	母子保健、保育、療育支援等
	保健福祉課児童保育係長	乾 飛 鳥	事務局	
	保健福祉課児童保育係	山 口 志 乃	"	



大樹町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 大樹町保健福祉課

〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通33番地

TEL:(01558)6-2700 FAX:(01558)6-5121

